



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 エンカレッジ・テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石 井 進 也
(コード番号：3682 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 川 島 久 男
(TEL. 03-5623-2622)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割が十分に発揮できるよう、定款第 23 条及び第 29 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 23 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月25日

定款変更の効力発生予定日

同日

以 上